

ID: 120

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	長門市ふれあいセンター条例施行規則 第4条第2項		
例規番号	平成17年規則第106号		
【根拠条文】			
(使用の許可)			
第4条 ふれあいセンターのうち、浴場以外の室を占有しようとする者は、ふれあいセンター使用許可申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。			
2 市長は、前項の申請について審査の結果使用を許可するときは、ふれあいセンター使用許可書(別記様式第2号)を交付するものとする。			
【基準】			
根拠条文、及び長門市暴力団排除のための公共施設の利用規制に関する条例第3条の規定による。			
(使用条件及び制限)			
第3条 市長は、ふれあいセンターの使用を許可するに当たり、管理上必要な使用条件を付することができる。			
2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。			
(1) 公の秩序又は善良なる風俗を乱すおそれがあるとき。			
(2) 建物、附属施設を滅失し、又は損傷するおそれがあるとき。(3) その他施設管理上支障があると認めるとき。			
(規制及び使用料の返還)			
第3条 市長等は、個別条例等の定めにかかわらず、公共施設の利用が暴力団の利益になると認めるときは、当該利用を許可しない。			
2 市長等は、既に公共施設の利用の許可をしている場合においても、その利用が暴力団の利益になると認めるときは、当該許可を取り消し、又は利用を停止することができる。この場合において、その利用者に損害が生じることがあっても、市長等は、賠償の責めを負わない。			
3 市長等は、前項の規定に基づき公共施設の利用の許可を取り消した場合において、既に使用料が納付されているときは、速やかに当該使用料を返還しなければならない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	年 月 日